

会 議 録

会 議 名	2025 年度第 3 回東浦町水道事業及び下水道事業審議会	
開 催 日 時	2026 年（令和 8 年）1 月 14 日（水） 午後 6 時から午後 8 時まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3 階 合同委員会室	
出 席 者	委員	千頭 聡委員（会長）、榎本 訓康委員（副会長） 城野 沙織委員、間瀬 達文委員、枘田 弘子委員、 広瀬 元光委員、長坂 友彦委員、後藤 知西委員 （欠席委員 1 名）
	事務局	三宅インフラ整備部長、 中嶋まちづくり部兼インフラ整備部技監、 横山水循環管理課長、田中水道サービス課長、 浅田課長補佐兼配水給水係長、新美上水道係長、 岡戸下水道係長、唐鎌主事、下谷主事
議 題	水道料金の適正化について	
傍聴者の数	1 名	
審 議 内 容	1 水道料金の適正化について 2 その他	
備 考		

審議内容

資料による説明後の質疑・意見等は以下のとおり。

【質疑・意見等】

●事務局

補足説明として、23～26 ページの新料金表案①～④は全て平均改定率が26.78%になっている。前回までの審議を踏まえ料金改定時期を2027年2月として平均改定率24.52%をベースに投資財政計画を試算し直したところ、計画期間に資金残高7億円を維持するためには平均改定率26.78%が必要となった。

新料金表案①～④は、料金算定期間における総括原価から各年度の収益8億8,600万円を確保するための最低ラインの組み合わせとして4パターン作成している。

○会長

基本料金は定率66%と80%の2パターン、水量料金は定額と定率の2パターンあり、それぞれのパターンを組み合わせた4つの案が出された。各委員に質疑や意見等あれば伺う。

○委員

経営安定化のため2部料金制を継続すること、基本料金割合を増やすことには賛成。資料14ページの固定費配分割合を基本料金へ25%、水量料金へ75%とした根拠を伺う。

●事務局

固定費の配分は、算定要領に基づき配水給水部門費を基本料金、その他費用を水量料金に配分すると基本料金へ79.2%、水量料金へ20.8%となり、この配分では基本料金が大幅に増額してしまうため、低廉な価格を維持することができなくなる。安定経営のためには固定費のすべてを基本料金へ配分すべきであるが現行料金からの大幅な増額を避け、段階的に割合を増やしていくこととし、今回は算定要領の特別措置により固定費の一部を水量料金に割り振っている。

○委員

本町の水量区分は、他市町と比べて少量の枠が細かく、最大量の区分51^m以上となっており、51^m以上は最大単価を用いることになる。

他市町のように51^m以上100^mまでの区分があると中小企業等の負担軽減になるが、今回水量区分を変更しなかった理由を伺う。

また、説明の中で算定要領に従い逓増度1.0を目指すとおったが、算定要領はあくまで全事業体に対する平均的な基準を示したものであり、逓増度1.0ありきの考え方には疑問がある。

地域や事業体ごとに事情は様々であるため一概に基準を設けることは難しいが、今後の更新需要を踏まえれば逡増度を下げない選択もありと考えている。

●事務局

今回の料金改定は、物価高騰などを踏まえ今後の耐震化を進めるための財源確保や水道事業の経営安定化を目的としており、現行の水量区分については見直しの検討をしていない。

逡増度については、実際は逡増度 1.0 まで下げる、すなわち使用量にかかわらず均一単価とすることは、少量使用者の大幅な負担増になるため難しい。一方、企業等の使用水量に依存した収益というのも経営の不安定さにつながるためある程度は逡増度を下げていくことも必要と考えており、今回は逡増度を 3.0 へ下げる案と現状維持の案を示している。

○委員

23～26 ページの新料金表を見ると、例えば案①では「基本料金定率 80%増」とあるが、個々の増加率をみると 13 mm 及び 20 mm では 79%、25 mm では 81% となっている。80% となっていないのはなぜか。

●事務局

現行料金に 80% を掛けると 1 番右列の「参考(現行×1.80)」の額になるが、わかりやすい単価とするため 10 円未満の端数調整を行った結果、増加率が微妙にぶれている。

○委員

9 ページをみると東浦町は 13 mm と 20 mm の基本料金が同一料金となっているが、他市町では家庭用口径の基本料金が異なるところもある。同額としているのはなぜか。

●事務局

本町では 1983 年に基本料金を設けて以来、家庭用口径である 13 mm と 20 mm の基本料金は同一料金としている。安定的な水量を供給するために戸建て住宅では原則 20 mm 口径としているため、家庭用の扱いとして同額の基本料金を設定している。

○委員

料金収入の安定的な確保には、基本料金割合を高めることが重要であり基本料金 80% 増である案 1 か案 2 が望ましい。次に東浦町の特徴を踏まえて検討すると、資料 16 ページによると東浦町は使用者の 98% が家庭用口径であり、全体の使用水量のうち水量が少ない水量区分での使用割合が多いため、逡増度を現在の 3.7 から 3.0 に下げる案 1 が適当と考える。

一方、案 1 を選択する場合は、水量区分 1～10 m³ の少量区分の負担増が大

きいため、特に家庭用口径使用者へは料金改定の必要性や水道事業の運営について説明し、理解を得る必要がある。

○委員

手引きや算定要領では、逓増度が 1.0 の均一料金であるべきとの考えが示されているが、今後の更新需要を見据えると、大量に水を使う大企業に対して少量の使用となる家庭が均一料金を負担することに公平性の点から疑問が残る。半田市の逓増度は 5.6 から 4.4 に引き下げられるが、近隣市町の平均値からしても東浦町の 3.7 は特段高いとまでは思わない。

経営が別とはいえ、下水道使用料改定でも同様の議論が行われたうえで結果的に定率を選んだ経緯もあり、逓増度を下げることありきで考えるのではなく、基本料金定率、水量料金定率の案 2 が妥当と考える。

○会長

経営の安定化の観点から基本料金については 80%増、水量料金については逓増度のとらえ方の点で意見をいただいた。基本料金 80%増と聞くとかなりの増加と思うが家庭用口径の 310 円増と聞くとまた違った印象になる。まず、基本料金の増加率をどちらにするかを委員に伺う。

○委員

今後の水需要、経営の安定化を考えると案 1 が妥当。

○委員

耐震化を進めていくことが重要であり、そのための収益確保を考えると案 1 が妥当。逓増度について別の視点からの意見も聞き、定率の案も踏まえて考えたい。

○委員

固定費は安定的に賄えることが望ましいため、基本料金は 80%増が妥当と考える。資料 17 ページでは、給水収益の 7 割が家庭用口径であり、安定的な収益確保のためにはこの割合を増やすことも重要であるため水量料金を定額とする案 1 か案 3 がよいと思う。

○委員

使用者目線では最も安い案 2 がよいというのが率直な意見。しかし、これまでの説明を聞いて耐震化を進める重要性を感じているため、必要な収入を基本料金として最も安定的に得られる案 1 がよい。

○委員

案 1 がよい。安定した収入を得るために逓増度を下げる必要性はある。

○委員

基本料金の増加率 80%と聞いて正直驚いたが、案 1 の場合、実際の増加額は家庭用口径で 310 円であり、支払える範囲内での増加額であると感じてい

る。

○会長

逡増度を算定要領どおり1にすることは現実では難しく、自治体ごとに判断が求められる。東浦町では経営の安定化のために逡増度を引き下げるべきとの意見が多く、案1が適切であるとの意見が多数となった。逡増度を下げれば下げるほどいいということではなく、現在の逡増度が高すぎるわけではないが、今回の改定では逡増度3.0である案1が妥当と考える。他に意見はあるか。

【意見なし 案①で水道料金体系案は決定】

○会長

次に答申について、料金改定時には様々な懸念事項があるため、附帯意見として載せるべき事項を議論する必要がある。

●事務局

答申案について、決定前の新料金体系は空欄にしている。附帯意見については、これまでの審議会で挙げられた意見等を項目として書き出しているが、内容についてご意見や審議をお願いしたい。

○委員

検針員の皆様には、厳しい天候下でも日々検針業務を行っていただき、大きな負担がかかっている。費用面で課題があることは承知しているが、負担軽減や効率化を図るためにスマートメーターの導入を検討していただきたい。

○会長

東浦町では現在、試験的な導入もされていない状況か。

●事務局

現状ではスマートメーターの試験導入も含め具体的な動きはないが、検針員による検針では、検針困難箇所の負担感や猛暑による熱中症リスク等が要因となり検針員不足が常態化しており、スマートメーター等による業務効率化の必要性は高まっている。一方、水道メーターは最大8年間しか使用できないため、導入にはコスト的な課題も大きい。

比較的成本差が小さい大口徑の導入や、住宅開発によるまとまったエリアへの導入など試験導入を検討していきたい。

○委員

東浦町は耐震化が遅れているため、今後積極的に進めていくということだが、能登半島地震以降、国は重要施設への給水だけでなく、下水道の耐震化も含めた取り組みを進めるよう通知している。資産維持率1%では重要給水施設への水道の耐震化は可能とのことだが、避難所で水道を適切に使用する

には下水道もあわせて耐震化することが必要となる。実際に名古屋市が能登半島地震で氷見市や珠洲市を支援した際、病院などの重要施設へ上下水道両方の耐震化を行い、復旧作業を進めたと聞く。避難所が真に避難拠点として機能するためには、上下水道両方の耐震化を強調して取り組むべき。

○委員

先ほどの議論でも意見があったように、下水道使用料改定では定率改定したのに対し、水道料金改定では水量料金で定額改定が採用された。定額改定では少量使用者の負担が増す仕組みになっている。今回の料金改定の理由や新たな料金体系の必要性について、使用者の理解を得られるよう丁寧に説明していただきたい。

○会長

事務局は、スマートメーターの導入等業務の効率化、上下水道一体的な耐震化、料金改定の必要性の周知を附帯意見に追記するように。

私からは、固定費配分割合の根拠についての説明を求める。

事務局は今後の動きをどのように予定しているか。

●事務局

2月中に答申案を作成し委員の皆さんへ配布する。追記修正等の各々の意見について可能なものは事前に反映するが、第4回において審議のうへ内容を決定していただきたい。

最終的に合意が得られれば同日町長への答申を行う予定。

○会長

事務局は、今日の審議会ででた意見も附帯事項に追記し、答申案の作成をお願いします。

●事務局

次回の審議会は2026年3月17日火曜日の午後6時から開催とする。

○会長

以上で審議会を終了する。